

定款施行細則

社会福祉法人 勸修福祉会

(目的)

第1条 この細則は、理事長の専決事項に関し、必要事項を定めることを目的として、社会福祉法人勸修福祉会定款（以下「定款」という。）第 43 条の規定に基づき定めるものとする。

(理事長の専決)

第2条 定款第 25 条第 1 項の「日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決する」の範囲については次の事項とし、職務執行状況報告書により理事会に報告することとする。

- (1) 施設長の任免その他重要な人事を除く常勤、非常勤職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。但し、法人運営に重大な影響のあるものを除く
- (4) 設備資金の借入にかかわる契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 1 件 1000 万円を超えない売買、賃貸借、請負その他の契約に関すること
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分。但し、法人運営に重大な影響のあるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。但し、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 寄附金品の受け入れに関する決定。但し、法人運営に重大な影響のあるものを除く

附則

この施行規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。